附則第六十三条第二項中「新震災特例法第十七条の二の二第一項に規定する避難解除区域」を「平成二十五年新震災特例法第十七条の二の三第一項に規定する避難解除区域等」に、「当該避難解除区域」を「当該避難解除区域等」に改め、「以後五年を経過する日」を削る。

附則第六十五条第二項中「新震災特例法第二十五条の二の二第一項に規定する避難解除区域」を「平成二十五年新震災特例法第二十五条の二の三第一項に規定する避難解除区域等」に、「当該避難解除区域」を「当該避難解除区域等」に改め、「以後五年を経過する日」を削る。

第百十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第六十三条を次のように改める。

第六十三条　削除

附則第七十五条を次のように改める。

第七十五条　削除

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第百十七条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「掲げる措置」を「定める措置」に改め、同項第三号中「四十三年」を「四十八年」に改める。

第八十二条中「四十五年」を「四十八年」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第百十八条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「課税資産の譲渡等」の下に「（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）及び同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れ」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第百十九条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十九年三月三十一日の項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年九月三十日」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第百二十条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「九年」を「十年」に、「百分の八十」を「百分の五十」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第百二十一条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「一般電気事業者又は卸電気事業者（電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。）」を「電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者」に改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第百二十二条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百七十九条第十六項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める。

（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の一部改正）

第百二十三条　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号及び第三項第五号並びに第六条第二項第五号及び第三項第五号中「第十一条各項」を「第十一条」に改める。

第十一条第一項を削り、同条第二項中「認定研究開発事業者又は認定統括事業者の」を「認定研究開発事業者（第四条第三項第五号に適合するものとして研究開発事業計画の認定を受けた者が認定研究開発事業計画に従って設立した国内関係会社に限る。以下この条において同じ。）又は認定統括事業者（第六条第三項第五号に適合するものとして統括事業計画の認定を受けた者が認定統括事業計画に従って設立した国内関係会社に限る。以下この条において同じ。）の」に、「この項」を「この条」に改め、「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同項を同条とする。

第十五条第四項中「第十一条第二項」を「第十一条」に改める。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百二十四条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十二条第一項の改正規定を次のように改める。

附則第十二条第一項中「有し、かつ」を「有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち」に、「、次の各号」を「第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に、「同法第二十六条及び第三十七条（第四号に限る。）」を「同条」に、「みなす。」を「みなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者であつて第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第三十七条（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。」に改め、同項第九号中「平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による老齢厚生年金を受けることができること又は」を削り、「こと若しくは」を「こと又は」に改め、同項第十一号中「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金を受けることができること（前号に該当する場合を除く。）又は」を削り、「同項」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項」に、「同号」を「前号」に改め、同項第十三号中「の規定の適用を受けることにより厚生年金保険法による老齢厚生年金を受けることができること又は同項若しくは」を「又は」に改め、同項第十五号中「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金を受けることができること（前号に該当する場合を除く。）又は」を削り、「同項」を「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項」に、「同号」を「前号」に改め、同項に次の一号を加える。

二十　共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金を受けることができること（その受給権者が大正十五年四月二日以後に生まれた者である場合に限り、第二号から第七号まで、第十八号及び前号のいずれかに該当する場合を除く。）。